

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領

(大手通中央地区市街地再開発事業（仮称）に伴う市有財産最適活用計画コーディネート業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、中心市街地整備室が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつヒアリングの参加者の中から、最優秀者1者を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者、提案見積額が提案上限額を超えている者は失格とする。
- (2) 提案書の記述項目及びヒアリングの内容に関して、選考評価基準に基づき各委員が採点する。
- (3) 各委員の評価点を平均して算出したもの（少数第2位を四捨五入）を参加者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。評価点と同点となった場合は、各委員による選考投票で過半数を占めた参加者を最優秀者として決定する。1回目の投票で過半数を占めた参加者がいない場合は、最多得票数の参加者と次点の参加者で決選投票を行い決定する。
- (4) 提出された提案書が1件であった場合は、ヒアリングを実施した後、選考委員会において、審査・評価のうえ、協議し、適切と認めたときは最優秀者と同様の取り扱いとする。

4 選考評価基準

評価項目	評価基準	配点
業務実施体制	これまでの類似実績等から、本業務を円滑かつ主体的に実施することができるか。	15
提案の内容	専門的知識を有しているか。	70
	特性把握や課題認識が的確であるか。	
	提案内容の有効性が認められるか。	
	最適スキームの検討手法が妥当であるか。	
	業務の着眼点が妥当であるか。	
	手順やスケジュールが妥当であるか。	
	独創的・画期的な提案であるか。	
表現力	質問に対する応答が明快で的確であるか。	10
	提案書のまとめ方が明快で的確であるか。	
費用見積り	業務内容に対する見積金額は適切か。	5
評価点合計		100